

第 3 章

市政への提言と 指 針

市民生活と行政を取り巻く社会・経済情勢の変化には著しいものがありますが、そうした変化の中で、市政にとって新しい課題が数多く生み出され、新たな取組や施策の質的転換が求められています。

本市では、当面する課題について、懇談会・審議会を設置して市民の皆さんや学識経験者等の意見を求めたり、各種の調査研究を依頼し、また行政内部に検討のためのプロジェクトを設けて調査研究を行い、それらの結果に基づいて行政計画の立案・策定を行っています。

ここでは、それらのさまざまな課題について、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの間に提出された答申等のダイジェストを収録しました。

横浜市民意識調査

政策局政策課

令和 4 年 3 月報告

■背景と経過

市政全般について全市を対象とする唯一の意識調査で、昭和 47 年度から毎年継続して実施しています。市民の皆さんの日常生活について、意識と行動の両面からとらえ、生活意識や生活構造を明らかにし、その結果を市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的としています。

調査項目は、ほぼ毎年継続して質問する項目（現住地居住年数、定住意向、生活満足感、心配ごと、市政への満足度・市政への要望など）と行政課題に応じて設定する項目により構成されます。

令和 3 年 5 月 26 日から 6 月 17 日にかけて、市内に居住する満 18 歳以上の方 5,000 人（外国人を含む）に調査票を郵送し、郵送回答又はインターネット回答により回収する方法で実施し、回収率は 51.4 パーセント（2,572 人）でした。

■調査結果の概要

1 市政への満足度と要望

満足度は、1 位「バス・地下鉄などの便」、2 位「ご

みの分別収集、リサイクル」、3 位「良質な水の確保や安定供給」。要望は、1 位「地震や台風などの災害対策」、2 位「病院や救急医療など地域医療」、3 位「高齢者福祉」でした。

2 心配ごと

心配ごとや困っていることについて、「自分の病気や健康、老後のこと」と回答した人が 51.3 パーセントで最多。「家族の病気や健康、生活上の問題」が 38.8 パーセント、「景気や生活費のこと」が 22.2 パーセントでした。

3 定住意識

今の住まいに住み続ける意向のある人は 71.2 パーセント、転居の意向のある人は 14.7 パーセントでした。

■横浜市の対応

調査結果は、庁内で周知・共有し、市政運営や政策立案に活かしていきます。また、報告書を図書館や市民情報センターで閲覧に供し、市政刊行物・グッズ販売コーナーで販売するほか、市ウェブサイトにも掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/shiminisiki/>

横浜文化体育館再整備事業

メインアリーナの名称について

第25期横浜市スポーツ推進審議会

令和4年3月22日

会長 山口 宏

■機関等の概要

横浜市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定により設置されました。昭和37年4月1日に設立され、学識経験者、体育関係団体等から委嘱された委員で構成されており、主にスポーツの推進に関する重要事項の調査審議を行います。

■背景と経過

令和6年4月に供用開始予定のメインアリーナ施設の名称を新たに定めるにあたり、市民の関心を高めるとともに、これまで以上に愛着を持っていただけるよう、令和4年1月19日～2月15日の期間で市民意見募集を行い、合計1,416件の応募をいただきました。

いただいた市民意見について、令和4年2月14日に横浜市スポーツ推進審議会に諮問し、3月22日付で同審議会から答申をいただきました。

■答申等の概要

審議会からは「横浜」「BUNTAI」が、不可欠なキーワードと考え、「横浜BUNTAI」を名称案として答申

したい旨をいただきました。

主な理由は以下のとおりです。

- ①大多数の名称には「横浜」が含まれており、地域・地元への愛着が表れている。
- ②横浜市内の他アリーナ施設（横浜アリーナ、ぴあアリーナMM、Kアリーナ横浜）との混同をさけた名称とすべきである。
- ③意見の多くは「Uアリーナ」と「文体」「BUNTAI」「ぶんたい」に二分されているが、アリーナは前述②のとおり避けるべきであることや、旧「横浜文化体育館」はスポーツ・文化のイベントのみならず、成人式等でも利用される等、市民の思い出の場にもなっており、多くの市民が、歴史の継承を求めていることから「文体」「BUNTAI」「ぶんたい」を提案する。
- ④表記について市民は名称に新しさを求めているが、漢字の「横浜文体」では、「横浜文化体育館」と比して新しさが少ないこと、ひらがなの「よこはまぶんたい」は票数が少数であったことを考慮すべきであることから「BUNTAI」とする。

■答申等に対する行政対応

答申を尊重し、「横浜BUNTAI」を「横浜市スポーツ施設条例」の改正案として令和4年横浜市区第2回定例会に付議し、令和4年6月7日に可決されました。

横浜市中心卸売市場本場・鳥卵部の廃止について（答申）

横浜市中心卸売市場開設運営協議会

令和3年7月2日

会長 山下 東子

■機関等の概要

横浜市中心卸売市場開設運営協議会は、横浜市中心卸売市場条例第74条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、市場の開設またはその業務の運営に関し必要な事項を調査審議する等の目的で設置しています。

■背景と経過

横浜市中心卸売市場は、青果部・水産物部・鳥卵部・食肉部の4部を設置し運営していましたが、令和3年5月に鳥卵部唯一の卸売業者から業務休止届が提出され、その後1か月以上その業務が休止されていたため、取引先等に対して不安定な市場運営の状況を早期に解消すべく、令和3年6月に横浜市中心卸売市場条例第19条第2項第3号に基づき、卸売業務の許可の取消を行いました。

全国の中央卸売市場で鳥卵部を設置しているのは本市のみであること、鶏肉・卵は卸売業者でなくても市場の関連事業者として取り扱いが可能であることから、当該

卸売業者の業務の廃止を機に鳥卵部の廃止について諮問し、令和3年7月に答申をいただきました。

■答申等の概要

- ・卸売業者の業務の廃止を機に、横浜市中心卸売市場本場・鳥卵部を廃止することが妥当である。
- ・鳥卵部の廃止により新たに発生する空き店舗については、場内事業者の意向等を踏まえ、市場活性化・機能強化の観点から活用されたい。
- ・買出人の利便性に配慮し、鳥卵部で取り扱っていた品目については、関連事業者によって提供されることが望ましい。

■答申等に対する行政対応

答申を踏まえ、令和3年12月に横浜市中心卸売市場条例を改正し、鳥卵部を廃止しました。鳥卵部の廃止により発生した空き店舗については、場内事業者の意向も踏まえ有効活用を検討しています。また、鳥卵部で取り扱っていた鶏肉・卵は、市場の関連事業者が取り扱っています。

生活保護の実施機関としての相談・申請受付の在り方について 提言書

横浜市社会福祉審議会 生活保護申請対応検証専門分科会
令和4年2月7日
生活保護申請対応検証専門分科会会長 石渡 和実

■機関等の概要

横浜市社会福祉審議会 生活保護申請対応検証専門分科会は、令和3年2月22日に発生した生活保護申請に関する不適切な対応について、原因究明や検証及び再発防止を目的として設置されました。

■背景と経過

神奈川県生活支援課において生活保護の申請意思を明確に表示している相談者に対し、不適切な説明を行い、申請を受け付けずに相談を終了させるという事態が発生しました。

生活保護申請対応検証専門分科会では、本件の事実の把握や発生要因の分析等を行い、検証から省みられた課題を踏まえて再発防止に向けた提言を策定しました。

■提言の概要

①職員一人ひとりが、法令等を順守したうえで、市民や

社会の要請に応えるため、生活支援課の使命と責務を自覚して実践すること。この実現を視野に入れて、人材育成（提言②）及び組織マネジメント（提言③）を計画的に行うこと。

②ソーシャルワークの価値としての利用者主体や権利擁護の視点を尊重し、相談や申請受付など市民にサービス提供する実際の場面で、具体化し実践できる人材育成を図ること。

③ケースワーカーを含む係員、係長、課長、部長といった職階に応じて果たすべき機能が十分に発揮されるよう、管理職はリーダーシップを取ってチームを運営し、組織の責務を果たせるように努めていくこと。

■提言に対する行政対応

提言書の内容を踏まえ、本事案による教訓を風化させることのないよう、すべての職員が生活支援課の使命と責務を自覚し、組織一丸となって再発防止に取り組みます。

横浜市下水道事業経営研究会（第8期）報告書

横浜市下水道事業経営研究会
令和3年8月3日
座長 滝沢 智

■機関等の概要

横浜市下水道事業経営研究会は、学識経験者等の広く専門的な見地から、本市下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議を行い、御意見を頂くことを目的に、横浜市附属機関設置条例に基づき設置する附属機関です。

委員は下水道技術、財政学、経営学等の専門的な知識を有する学識経験者など9名の委員で構成されています。

■背景と経過

平成6年に使用料改定に向けた御意見をいただくことを目的に、横浜市下水道事業経営研究会の前身である、「横浜市下水道事業経営調査会」を設置しました。

その後、要綱の改正に伴い、平成14年に「横浜市下水道事業経営研究会」に名称を変更し、横浜市における下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議することを目的に、学識経験者などからなる常設の研究会として設置し、現在に至ります。

なお、平成24年に施行された横浜市附属機関設置条例により、条例に基づく附属機関に位置付けました。

横浜市下水道事業経営研究会（第8期）は、令和元年12月から令和3年8月までの約2年間計6回にわたり、次の中期経営計画に向けた審議を行い、令和3年8月3日に報告書を御提出いただきました。

■答申等の概要

次の3つのテーマを審議事項として議論を行い、提言をとりまとめています。

- 1 下水道事業の取組による SDGs への貢献
- 2 横浜市下水道事業中期経営計画 2018 中間振り返り
- 3 横浜市下水道事業における今後強化すべき施策

■答申等に対する行政対応

答申で示された提言を踏まえ、次期横浜市下水道事業中期経営計画の計画策定を進めていきます。

また、策定経過は横浜市下水道事業経営研究会（第9期）にて報告し、御意見を頂く予定です。